

令和 8 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針（案）

本審議委員会は、教育委員会の諮問に基づき、令和 8 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の方針を次のように定める。藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、次の観点に基づいて審議を行い、その内容を教育長に答申する。

1 基本的な考え方

- (1) 「令和 8 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」に基づき審議する。
- (2) 「令和 8 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき、調査研究した資料等を基に審議する。その内容を教育長に答申する。

2 審議委員会日程

令和 8 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会日程

- ア 令和 7 年 6 月から 7 月にかけて令和 8 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の審議を 2 回行う。
- イ 第 1 回は、令和 8 年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議方針について審議する。
- ウ 第 2 回は、令和 8 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について審議する。

3 提出させる資料

- (1) 事務局に該当校長からの特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書をまとめさせ、審議委員会に提出させる。
- (2) 教科書目録、特別支援学校教育要領・学習指導要領、令和 8 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書見本、令和 8 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針（「令和 8 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」を含む）を資料として使用する。